号外第百五号

規 則

目

次

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則...... 条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 青森県行政組織規則の一部を改正する規則..... 部を改正する規則...... 訓 入 振市 事 興町 同 :

託規程の一部を改正する訓令..... 職員の日額旅費支給規程及び青森県身体障害者相談業務委 振市 興町 課村 :

 $\equiv$ 

則

規

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第百十号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

改正する。 第十一条の二の企画課の項の第六号中「総合開発審議会」

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように

十二月十六日 改める。

第二百四十四条第一項中「当該中欄」 を「同表の中欄」

条に規定する青森県総合開発審議会の専門委員」を削り、「一に」を「いずれかに」 の下欄」に改め、同項の表青森県総合開発審議会の項を削り、同条第二項中「及び次 「当該下欄」 を「同表

に

を

「総合計画審議会」

に

第二百四十五条第一項の表中「青森県総合開発審議会」を削る。

別表第六青森県総合開発審議会の項を次のように改める。

寸	会圖総青編合計
	審議すること。計画に関する事項を調査県政振興のための総合的
	委会員長
	す 験 学 る 有 経
	人以内
	二年
	選の委互員
	課画企

**人 画 44 主** 

ß

この規則は、 公布の日から施行する。

村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町

平成十七年十二月十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県規則第百十一号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき 市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 村が処理する事務に関する規則 (平成十二年三月青森県規則第九十号) の 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町 一部を次の

第二条中「第十九条第十九号」を「第二十一条第十九号」に改める

二十六条第二号」を「第三十四条第二号」に改め、同条第二号中「第二十六条第三号」 第三条中「第二十六条第六号」を「第三十四条第六号」に改め、同条第一号中「第

を「第三十四条第三号」に改める。

第四条中「第二十七条」を「第三十五条」に改める。

この規則は、 平成十八年四月一日から施行する

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第百十二号

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則

第一条 (青森県行政組織規則の一部改正 青森県行政組織規則

ように改正する (昭和三十六年二月青森県規則第十八号) の一部を次の

第三十八条第一項の表弘前県税事務所の項中 「黒石市」 の下にっ 平川市」 を加

る市」の下に「、平川市」を加える 第四十九条第一項の表青森県環境保健センター弘前環境管理事務所の項中「つが

青

川市」を加え、 下田町」を「おいらせ町」に改める 「おいらせ町」に改め、 第五十六条の表中南地方健康福祉こどもセンターの項中「黒石市」 同表三戸地方健康福祉こどもセンターの項中 同表上北地方健康福祉こどもセンター の項中 「百石町、 の下に 「百石町及び 下田町」 マ を 平

加える。 第七十四条の表田舎館食肉衛生検査所の項中「つがる市」の下に「、 平川市」 を

三保健所の項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改める。 え、同表八戸保健所の項中「百石町、 第九十九条の三第一項の表弘前保健所の項中「黒石市」の下に「、平川市」 下田町」を「おいらせ町」に改め、 同表上十 を加

らせ町」に改め、 いらせ町」に改め、同表上北地方福祉事務所の項中「百石町及び下田町」を「おい 第九十九条の六第一項の表三戸地方福祉事務所の項中「百石町、下田町」 同条第二項の表中南地方福祉事務所の項中「黒石市」の下に「、 を「お

> 平川市」を加え、同表三戸地方福祉事務所の項中「百石町、下田町」 町」に改め、 同表上北地方福祉事務所の項中「百石町及び下田町」を を「おいらせ 「おいらせ町」

川市」を加え、同表青森県八戸児童相談所の項中 町」に改める。 第九十九条の九第一項の表青森県弘前児童相談所の項中 に改め、同表青森県七戸児童相談所の項中「百石町及び下田町」 「百石町、 「黒石市 下田町」 を「おいらせ を の下にっ 「おいらせ 平

町」を「おいらせ町」に改める。 の下に「、平川市」を加え、同条第四項の表三戸地方農林水産事務所の項中「百石 を「おいらせ町」に改め、同条第三項の表中南地方農林水産事務所の項中「黒石市」 市」を加え、同表三戸地方農林水産事務所の項中「、百石町」を削り、 を加え、同条第二項の表中南地方農林水産事務所の項中「黒石市」の下に「、平川 第百二条第一項の表中南地方農林水産事務所の項中「黒石市」の下に「、 「下田町」 平川市

の下に「、平川市」を加える。 第百五条第一項の表中南地方農林水産事務所弘前家畜保健衛生所の項中「黒石市.

第百七条第一項の表三戸地方農林水産事務所八戸水産事務所の項中

を削り、 「下田町」を「おいらせ町」に改める。

項中「百石町」を「おいらせ町」に改める。 第百七条の二第一項の表三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所の

第百十二条の表中「つがる市」の下に「、平川市」 を加える

を加える。 第二百十五条第一項の表弘前県土整備事務所の項中「黒石市」の下に「、 平川市

(青森県災害対策本部に関する規則の一部改正

第二条 の一部を次のように改正する。 青森県災害対策本部に関する規則 (昭和三十八年四月青森県規則第二十九号)

「黒石市

別表中南地方支部の項中「黒石市」

を

に改める

平川市

(青森県建築基準法施行細則の一部改正

第三条 を次のように改正する。 青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二月青森県規則第二十号) の一部

別表中で 岩木町、 相馬村」 を削る。

附 則

の二第一項の表の改正規定は同年三月一日から施行する。

で、第一条中青森県行政組織規則第五十六条の表三戸地方健康福祉こども
この規則は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は同年二月
この規則は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は同年二月
この規則は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は同年二月

訓《

青森県訓令甲第四十三号

中

庁

各出先機関

訓令を次のように定める。 職員の日額旅費支給規程及び青森県身体障害者相談業務委託規程の一部を改正する

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

する訓令職員の日額旅費支給規程及び青森県身体障害者相談業務委託規程の一部を改正

(職員の日額旅費支給規程の一部改正)

部を次のように改正する。 第一条 職員の日額旅費支給規程 (昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号) の一

市に駐在する職員の項中「平賀町」を「平川市」に改め、同表鰺ケ沢町に駐在する駐在する職員の項中「百石町」を「おいらせ町」に改め、同項第十三号の表十和田弘前市に駐在する職員の項中「黒石市」の下に「、平川市」を加え、同表八戸市に第二条第一項第五号中「黒石市」の下に「、平川市」を加え、同項第十二号の表

条第二項中「百石町」を「おいらせ町」に改める。職員の項中「つがる市」を「弘前市、つがる市」に改め、「、岩木町」を削り、同

(青森県身体障害者相談業務委託規程の一部改正)

十三号)の一部を次のように改正する。第二条 青森県身体障害者相談業務委託規程(昭和四十二年十一月青森県訓令甲第四

次のように加える。 別表弘前市の項中「二十四人」を「二十七人」に改め、同表つがる市の項の次に

川市七人

平

町の項を削り、同表下田町の項を次のように改める。別表岩木町の項、相馬村の項、尾上町の項、平賀町の項、碇ケ関村の項及び百石

おいらせ町四人

附則

正規定及び同表下田町の項の改正規定は同年三月一日から施行する。
さい、ア成十八年一月一日から施行する。
に規定がいて第二条中青森県身体障害者相談業務委託規程別表面石町の項を削る改正規定がは、ア成十八年一月一日から施行する。ただし、第一条中職員の日額に関い、ア成十八年一月一日から施行する。ただし、第一条中職員の日額にの訓令は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第一条中職員の日額旅費のの訓令は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第一条中職員の日額旅費

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

年の一年の一枚二付十五円一銭年週月・水・金曜日発行

(発行所・ 長島一丁公 ・ 長島一丁公